

御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の原料に関する御意見	<p>・「醸造用玄米の1等以上（白山市内において収穫された醸造用玄米のみを用いる場合には3等以上）に格付けされたものであって、精米歩合70%以下のものに限る。）のみを用いたものであること。」の「（白山市内において収穫された醸造用玄米のみを用いる場合には3等以上）」とする変更箇所につき反対します。または、使用玄米の等級を明示することを求めます。</p> <p>理由 日本酒の製造に際しては水と米の品質が重要であることは論を待たないが、この変更は日本酒の品質ではなく地元への利益誘導のためのものと思え、消費者がその品質に期待して地理的表示が付された商品を購入することと相容れないため。</p> <p>また、この条件では品質の劣る玄米を用いてもそれが白山市産であれば同段落後段にある”「醸す白山」を表示”する要件を満たすこととなり、同じく消費者がその品質に期待して地理的表示が付された商品を購入することと相容れないため。</p>	<p>・地理的表示の変更に当たっては、変更内容が、地理的表示の指定要件である、①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。また、生産基準のうち酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項の変更については、原則として認められておりません。</p> <p>今般のGI「白山」の生産基準の変更は、原料の要件を変更するものですが、当該変更によって、確立している酒類の特性が引き続き認められることを管理機関の実施した官能検査により確認しています。したがって、当該変更は、酒類の原料・製法等が明確であり、かつ、酒類の特性に影響は生じないため、地理的表示の変更の要件を満たしていると考えます。</p> <p>変更の申立てにあたっては、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、要件を満たす限りこれを尊重すべきものと考えます。</p>
	<p>・醸造用玄米と規定せず飯米も含めて『玄米』とするべき。</p>	<p>・醸造用玄米のみを原料米とすることについては、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>・ 原材料供給の安定性について、『醸す白山』の要件として「白山市内産米を使用すること」が定められておりますが、現在の生産量が需要を十分に満たせるのか懸念しております。</p> <p>特に、需要増加により生産量が不足した場合、原材料価格が高騰し、資金力のある酒蔵のみが名称を使用できる状況が生じる可能性がございます。</p> <p>仮に導入する際は、このような公平性をどのように担保し、運用していくお考えでしょうか。</p>	<p>・ 原料米については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。御懸念については管理機関にお伝えします。</p>
表示に関する御意見	<p>・ 銘柄名と誤解される恐れがあります。『醸す白山』という名称が、消費者にとって酒蔵や商品の銘柄名として誤解される恐れがあります。例えば、a. 「〇〇酒造 □□□（銘柄名） 醸す白山」 b. 「△△酒造 ◎◎◎（銘柄名） 醸す白山」のような表示では、『醸す白山』がGI表示として認識されにくくなる可能性がございます。このような消費者の混乱を招く表記運用には賛成できません。</p> <p>・ 特定名称酒の存在があるのに、さらに表示体系が複雑にならないでしょうか。日本酒にはすでに「純米酒」「純米大吟醸」などの特定名称酒の表示が存在しております。</p> <p>これに『醸す白山』が加わることで、表示体系がさらに複雑化し、消費者が分かりにくくなる可能性がございます。</p> <p>前述の通り、GI表示と特定名称酒</p>	<p>・ 酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号）第11項において、地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「GI」の文字を併せて使用することとされています。それ以外の表示方法については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものを尊重すべきものと考えます。消費者にとってわかりやすい表示となるよう、御懸念については管理機関にお伝えします。</p> <p>・ 酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号）第11項において、地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「GI」の文字を併せて使用することとされています。それ以外の表示方法については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブラン</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	表示の役割や違いを整理しないままの導入には賛成できません。	ドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものを尊重すべきものと考えます。消費者にとってわかりやすい表示となるよう、御懸念については管理機関にお伝えします。
その他の御意見	・ 2枚目の最下行「酒税法」の法令番号を記載したほうがよい。同行の8行上の例と同様に。	・ 記述を修正いたしました。
	・ 2枚目の最下行の7行上「白山市内」と、3枚目の9行目「石川県白山市内」との違いは、何を意味するか？	・ ご指摘の「白山市内」と「石川県白山市内」には違いはございません。前者を「石川県白山市内」へ修正いたします。
	<p>・ 「酒類の容器又は包装に地理的表示「白山」の表示と併せて「醸す白山」を表示する場合は、業務実施要領に基づき表示することとする。」</p> <p>この変更を以て具体的にどのような、新規性の酒類が発売されるのか。</p> <p>そして生活者はどのような長所を享受出来るのか。</p> <p>わざわざ変更するくらいだから見解をお示し願う。</p>	<p>・ GI「白山」と同様に「醸す白山」の表示がある酒類は、規定された生産基準を満たした酒類であり、他の商品との差別化を図ることができると考えます。また、品質審査等により、一定の品質が確保されることにより消費者の信頼性向上につながると考えます。</p>
	<p>・ 地理的表示（GI）「白山」に関する改正案および新たな表記『醸す白山』の導入案について、以下の点で賛成できない立場を表明いたします。</p> <p>GI表記に「醸す白山」という名前を付ける趣旨が読み取れません。</p> <p>『醸す白山』という表記がGI表示として導入される理由や意図が明確に説明されておらず、既存のGI『白山』がすでに地域特性を十分に示している中で、なぜ追加表記が必要なのか疑問がございます。</p> <p>この趣旨が明確に説明されない限り、導入には賛成できません。</p>	<p>・ GI「白山」と同様に「醸す白山」の表示がある酒類は、規定された生産基準を満たした酒類であり、他の商品との差別化を図ることができると考えます。また、品質審査等により、一定の品質が確保されることにより消費者の信頼性向上につながると考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>・他のGI清酒地域との整合性が取れなくなります。</p> <p>他の地理的表示（GI）清酒地域では、「GI灘五郷」や「GI山形」など、地域名のみをGI表示として使用しております。</p> <p>この中で『醸す白山』のような独自表記を導入することは、GI制度全体の整合性や一貫性を損なう可能性があります。</p> <p>また、消費者にとっても理解しづらく、混乱を招く恐れがございます。</p> <p>このような制度の運用はGI全体の信頼性を低下させる懸念があるため、賛成できません。</p> <p>以上、消費者にとって分かりやすくなることを期待いたします。</p>	<p>・生産基準において、GI「〇〇」の表示に加えて一定の基準を満たした酒類について独自表示をする旨規定した場合、当該表示を行うことは制度上問題ございません。これらの表示については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。消費者にとってわかりやすい表記となるよう、御懸念については管理機関にお伝えします。</p>

（参考）「御意見」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。

この他、本件とは関係ない御意見が1件ございました。